

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4番（田村 馨） おはようございます。4番田村でございます。

それでは、通告に従いまして、質問を行ってまいります。

まず、私のほうからは、こども基本法を踏まえた、これは仮の名前でございますが、「舟橋村子ども条例」の制定について伺ってまいります。

今日の子どもを取り巻く状況は、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談の件数や不登校の件数が過去最多になるなど深刻化しています。事実、児童虐待相談件数は1990年の1万1,631件から2020年には20万5,044件となり、約18倍に増加しています。

また、2018年には、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が閣議決定されましたが、子どもの生命が奪われる重大な事件は後を絶たず、2020年に警察が検挙した児童虐待事件2,172人のうち、61人が死亡に至っています。

児童が死亡に至った事件では、実母による虐待が最も高く66.2%であります。この最大の要因は、保護者や家庭を取り巻く環境の厳しさだと言えるのではないでしょうか。子育て中の母親の約6割が、近所に子どもを預かってくれる人がいないと、孤立した状況に置かれており、各種の子育て支援事業が必要とする要支援児童等に十分届かず、施策の効果が限定的になっていると言えます。

こうしたことから、国は対策として2018年12月には、2022年度までに児童相談所の児童福祉司を約2,000人増加させることや、全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置すること等を定めました。

しかし、その後も児童虐待相談件数が増加し、政府は2022年1月に、同年度の児童福祉司の目標を5,765人としました。

こうした状況を踏まえ、子育て世帯への包括的な支援のため必要な体制強化関連事業を行うこども家庭センターの設置、訪問による家事支援、子どもや家庭を支える事業の創設を行うための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022年に国会で可決しています。

さて、令和4年4月に、こども基本法が施行されました。この法律の第1条の目的を要約すれば、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが自立した個人として成長し、環境等にかかわらず、権利擁護が図られ、幸福な社会の実現を目指し、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することあります。

また同法の第3条、基本理念の1号から4号は、児童の権利に関する条約の、いわゆる4原則である「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」に相当し、さらに同法第4条、第5条では、こども施策の総合的な策定及び実施や連携等について、国、地方公共団体の責務を明らかにしています。

同法は、続く第9条の「こども施策に関する大綱」で、政府はこども施策を総合的に推進するため、こども大綱を定めるとしています。

重要だと思われるのは同法第11条の「こども施策に対するこども等の意見の反映」で、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、こども等の意見を反映するとしていることです。

今回、こども基本法の施行やこども大綱策定により、舟橋村でも具体的な計画の策定が必要になると思われますが、少子化対策や人権課題も含めた総合的なこども施策を推進するに当たっては、本村の多様性を踏まえた独自の課題解決が必要と思われます。

そのためには、何よりも子どもの置かれている権利状況や課題を把握した上で、総合的な子ども条例の制定が必要と考えられます。

については、以上を踏まえ、以下についてまず伺ってまいります。

まず1つ目、舟橋村の少子化の推移及び児童虐待件数、不登校件数の推移と実態について伺います。

2つ目、こども基本法を基にした総合的な子ども施策を展開するための舟橋村子ども条例を制定すべきと考えられますが、いかがでしょうか。

3つ目、舟橋村子ども条例及び子ども計画策定に当たっては、広く住民、有識者、事業者等の意見の吸い上げが必要と考えられます。また、何より子どもの主体的な参加と意見の吸い上げが重要ですが、その必要性についての認識を伺います。

4番目、条例制定に当たり、行政内の横断的な連携と、県や近隣の地方公共団体との連携が必要と考えられますが、認識をお伺いします。

そして、最後、5番目ですが、こども基本法の基本理念に挙げられている「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」などは、学校では子どもにどのように教えられているのか。

以上5点についてお伺いいたします。

○議長（古川元規）　土田教育長。

○教育長（土田　聰）　それでは私のほうから、4番田村議員のご質問のうち、1番目、舟橋村の少子化の推移及び児童虐待件数、不登校件数の推移と実態と、5番目、こども基本法の基本理念の学校での指導についてお答えいたします。

まず、舟橋村の児童生徒数の推移についてですが、平成28年度から見ますと、28年度、29年度の352名を最多として、現在予想できる令和13年度には326名とやや減少傾向がありますが、おおむね児童数200名、生徒数100名の300名余りでの推移となっており、令和13年までは、大きく減少することは予想されておりません。

次に、児童虐待件数ですが、過去10年間で児童相談所で措置されたのは1件で、身体的虐待であります。令和に入ってからは、認知されている虐待はありません。

続いて、不登校児童生徒ですが、令和元年から本年度1学期までの不登校児童生徒数は、全体の0%から2.6%で推移しております。これは、最新のデータの令和5年度の全国平均3.7%を下回っております。

不登校の理由としましては、不安・身体の不調、学業不振、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、進路の悩み、家庭環境の急激な変化、友人関係など、これらが複合したものとなっております。

不登校児童へは、担任はもとより、管理職、生徒指導主事、養護教諭、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、チームとして個々の児童生徒に応じた支援をしております。

最後に、こども基本法に関するご質問にお答えします。

議員お尋ねの4つの基本理念は、子どもの権利条約に定められている4つの基本的な原則になろうかと思います。

学校では、学習指導要領に基づいて基本的人権に関する学習が組み込まれております。また、全ての教育活動の中で機会を捉えて指導をしているところであります。

特に全学年を通して、特別の教科「道徳科」で、思いやり、友情、正直、公正、生命

の貴さ、公正・公平、人権を尊重する心など、基本的人権の考え方につながることやいじめの防止や相互理解を通じて、日常生活の中の人権意識を学んでおります。

また、教科学習の中では、小学校6年生の社会科で、日本国憲法の基本原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）について学びますし、中学校では、さらに踏み込んだ学習、差別やジェンダー、知る権利なども学びます。

さらに、小中学校とも総合的な学習の時間や人権週間などの行事を通して人権教育を行っております。

小学校では本年度、花を通じて人権意識を育む教育活動である「人権の花」運動にも取り組んでおります。

以上のように、先ほども述べましたが、全ての教育活動を通して指導をしているということでございます。

以上、私の答弁といたします。

○議長（古川元規） 船木健康福祉課長。

○健康福祉課長（船木寛人） 4番田村議員の、舟橋村子ども条例についての残りのご質問にまとめてお答えいたします。

現在県内で子ども条例や子どもの権利条例を制定されていますのは、魚津市、射水市、南砺市、上市町であり、富山県においては、子どもの意見を聞くなどして、仮称「富山県子どもの権利に関する条例」の制定に向けて、現在取り組んでおられると聞いております。

舟橋村としましては、まずは富山県の動向を注視し、富山県において制定された際にはその内容を精査しまして、村としても条例制定に向けた検討を行いたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、村としても当該条例を制定する場合には、有識者の意見を聞くことはもとより、子どもの意見を聞いて、それを条例に反映させることは、こども施策の策定等に当たって、子どもの意見を反映させるとしているこども基本法の趣旨とも合致しているところであります。村としても必要なことであると考えております。

また、条例制定に当たっての行政内の横断的な連携という点におきましては、教育委員会との連携も必要となってまいりますので、制定する場合には、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

同じく県との連携も当然ながら必要なことでありますし、近隣自治体とも必要に応じ

て連携してまいりたいと考えております。

次に、ご質問にありました子ども計画につきましては、今年度の当初予算に必要経費を計上しまして、策定に向けて取り組んでいるところであります。現在は小中学生を対象にしたワークショップを実施するとともに、高校生年代から39歳までの世代を対象にアンケート調査を実施しているところであり、子どもや若者の意見をしっかりと聞き、計画に反映させたいと考えております。

いずれにいたしましても、村の子ども一人一人が自分らしく生きられるよう、今後も子ども・子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、私の答弁とさせていただきます。